施　　行　平成29年５月25日
一部改正　平成29年８月21日
一部改正　平成29年10月25日
一部改正　令和２年７月１日
一部改正　令和６年７月22日

「海外における日本料理調理技能認定事業」実施要領

第１　目　　的

この「海外における日本料理調理技能認定事業」実施要領(以下「実施要領」という。)は、海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン(平成28年４月１日27食産第6094号農林水産省食料産業局長通知、以下「ガイドライン」という。)に基づき、農林水産省より運用・管理団体として認定を受けた公益社団法人全国調理師養成施設協会(以下「協会」という。)が、ガイドラインに基づき、海外における日本料理の調理技能の認定(以下「調理技能の認定」という。)を行う民間団体等を認定するために必要な事項を定めることを目的とする。

第２　認定団体の認定

（１）　協会は、認定団体となろうとする民間団体等からの申請書(様式１)に、下記の書面を添付させ、その内容を確認し、ガイドラインに適合する場合、認定団体として認定する。

１）ガイドライン第３の３の(１)の①に定められている調理技能の認定を行う方法を確認する方法を記載した書面

２）ガイドライン第３の３の(１)の②に定められている調理技能の認定を受けた者に対する定期的なサポートの実施方法に関する事項を記載した書面

３）　申請者の概要がわかる資料(パンフレット等)

①　申請者が民間企業である場合にあっては、営業経歴(沿革)及び直前３カ年分の決算(事業)報告書及び財務状況に関する資料

②　申請者が民間企業以外の者(調理師養成施設を除く)である場合にあっては、定款及び直前３カ年分の決算(事業)報告書及び財務状況に関する資料

③　申請者が法人格を有しない団体である場合にあっては、①又は②に掲げる資料に準じる資料

なお、協会会員である調理師養成施設については、①、②、③は省略する。

4） ロゴマークの利用許諾申請書(様式２)

（２） 協会は、認定団体証(様式３)及び認定団体コード(４桁の番号)を発行する。

第３　認定団体からの報告等

（１）協会は、半年(９月末現在及び３月末現在)毎に、認定団体から次の報告を受けるものとする。

1） 当該認定団体が認定した調理技能認定者リスト(認定カテゴリー、国・地域、氏名、性別、従事する海外日本食レストラン名、認定番号等)(様式４)及び調理技能認定取り消し者リスト

2） 当該認定団体が半年間に行った、調理技能認定者に対して行った食材に関する情報の発信、講習会の開催等の実績

なお、協会は、認定団体の報告から知り得た認定者リスト等の個人情報をガイドラインの運用・管理以外の目的で利用してはならないものとする。

3） 調理技能の認定を行う際の検定料、講習会等の受講料を徴収している場合にあっては、当該検定料、講習料に係る収支の状況

（２）認定団体は、第２により認定を受けた申請の内容に変更がある場合、協会に変更申請を行うものとする。

第４　農林水産省への報告

協会は、農林水産省からの求めに応じ、第３で定める認定団体からの報告をとりまとめた認定活動状況報告書(様式５)及び必要書類を作成し、農林水産省に提出するものとする。

第５　調理技能認定

認定団体は、調理技能認定者に認定の種類毎の認定証(様式６)及び認定バッジの交付をもって、調理技能認定を行う。

協会は、認定団体からの申請に基づいて、認定団体に必要数の認定証及び認定バッジを送付する。

なお、認定バッジについては、再発行を行わない。

第６　手数料等

（１）　協会は、認定団体として認定した民間団体等から、認定団体登録料及び認定申請料として次のとおり徴収する。

１）　認定団体登録料

一般：１００，０００円　協会会員校：３０，０００円

２）　認定申請料

一般：１００，０００円　協会会員校：３０，０００円

なお、認定申請料は、調理技能認定者の認定を行う年度について徴収するものとする。

（２）　協会は、第３の１)で定める調理技能認定者リストの提出を受ける際、認定証及び認定バッジ制作代金を含む事務手数料として、認定団体から認定者１人につき次の料金を徴収する。

一般：１０，０００円　協会会員校：４，０００円

（３）　認定団体は、調理技能の認定をするに当たって、認定を受けようとする者から６，０００円程度を検定料として徴収することができるものとする。

（４）　認定団体は、調理技能認定者へのサポートとして講習会等を実施する場合、受講者から受講料を徴収することができるものとする。

第７　認定団体の認定の取り消し

協会は、認定団体が行う認定に係る業務がガイドラインに適合しない、又は申請内容と異なる場合には、当該認定団体の認定を取り消すものとする。

附　則

この実施要領は、平成２９年５月２５日より施行する。

附　則

この改正実施要領は、平成２９年８月２１日より施行する。

附　則

この改正実施要領は、平成２９年１０月２５日より施行する。

附　則

この改正実施要領は、令和２年７月１日より施行する。

附　則

この改正実施要領は、令和６年７月22日より施行する。

様式１

令和　　年　　月　　日

公益社団法人
全国調理師養成施設協会
会長　　殿

〒
（所　在　地）
（団　体　名）
（代 表 者 名）　　㊞

認定団体申請書

海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン（平成 28 年４月１日付け 27 食産第 6094 号農林水産省食料産業局長通知）で定める認定団体としての認定を、同ガイドライン第３の３の（１）に定められている書類等を添えて申請します。

団体の概要

団　体　名	
設立年月日	
主な事業内容	調理師養成教育
連　絡　先	所属・役職： 担当者氏名： 電話： FAX： E-mail：

様式２

令和　　年　　月　　日

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾申請書

農林水産省輸出・国際局輸出企画課長　殿

所在地
団体名
代表者役職・氏名

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾要領（平成２８年６月１４日付け２８食産第１２９８号）の第５の１に基づき、同要領に同意の上、下記のとおり利用許諾を申請します。

記

１　利用目的

２　利用するマークの種類(該当箇所に☑チェックする)
□ゴールド　□シルバー　□ブロンズ

３　マークを利用するもの(該当箇所全てに☑チェックする)
□認定証　□チラシ　□パンフレット　□ポスター　□広告　□ホームページ
□その他(　　)

４　マーク、マークシール等の印刷予定数
（１）　印刷アイテム予定数：(　　)個
（２）　総印刷予定数(個)数：(　　)(個)枚
（３）　マークの大きさ：タテ(　)㎜×ヨコ(　)㎜ 、タテ(　)㎜×ヨコ(　)㎜

５　問合せ先
（１）部署名：
（２）担当者氏名：
（３）所在地：
（４）ＴＥＬ・ＦＡＸ：
（５）Ｅ-mail：

※記入上の留意事項
・上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。
・マークの利用イメージがわかる資料を添付する。

様式３

令和　　年　　月　　日

（認定団体名）
（代表者名）　　殿

公益社団法人
全国調理師養成施設協会
会長

認　定　団　体　証

海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン（平成 28 年４月１日付け 27 食産第 6094 号農林水産省食料産業局長通知。以下「ガイドライン」という。）の第３の１に定める認定団体として認定する。

なお、認定団体コード番号は○○○○番とし、調理技能の認定に当たっては、ガイドライン及び「海外における日本料理の調理技能の認定に係る認定団体認定要領」の内容を必ず遵守することとする。

様式4

日本料理の調理技能認定　認定者リスト(2025.3.31改)

【R7.4追記：留意点】F列、K列の国・地域名およびQ列の性別については、プルダウンリストから選択してください。

※関係サイトでの公表は赤色項目のみ

令和7 年3月末時点より、
生年月日を追記願います。
記載例： 2025/3/31(満年齢)

認定者の勤務先が「 海外における日本産食材サポーター店」だとわかれば○を選択してください。
※サポーター店の一覧は以下からご確認いただけます。
https://www.jetro.go.jp/agriportal/supporter/

ブロンズは不要
本人の了承を得られた場合のみ○を、
得られなかった場合は×を選択してください。

No.	認定者情報							勤務先情報					公表の可否（ゴールド、シルバー）	認定情報			
	認定番号	認定カテゴリー	氏名	氏名（英語表記）	国籍（国・地域）	性別	生年月日（年齢）	従事する店舗・施設名／英語表記	サポーター店	国	住所	備考（勤務先HP等）		運用・管理団体	コード	認定団体	認定日

認定番号は全12桁
4801,19,03,0001
- 当該認定団体で認定した番号
- 認定月（3月であれば03）
- 西暦の下2桁
- 認定団体コード（認定団体として認定の際に発行、調理師養成施設は施設コード）

様式５

海外における日本料理の調理技能の認定に係る認定活動状況報告書

令和　　年　　月　　日

農林水産省輸出・国際局長　殿

（所 在 地）東京都渋谷区代々木〇－〇－〇
（団 体 名）公益社団法人
全国調理師養成施設協会
（代表者名） 会長　〇 〇　〇 〇　㊞

海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン第３の４の（２）に基づき、下記のとおり関係書類を提出いたします。

記

１　認定団体の認定状況

２　認定団体における日本料理の調理技能の認定状況

３　その他必要な報告事項

様式６

No. 480117040000 Date April 1, 2017

Certification

Authentic Japanese Cuisine
Taste of Japan

Taro Chouri

This is to certify that the above successfully completed the full curriculum of the category Gold based on the Guidelines for Certification of Cooking Skills for Japanese Cuisine in Foreign Countries that Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan establishes.

XXXXXXXXXXXX Cooking College